

# 特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件の一部を改正する件について

平成 28 年 8 月  
環境省自然環境局

## 1. 改正の趣旨

(1) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号。以下「法」という。）は、生態系等に係る被害を及ぼし又は及ぼすおそれがあるとして政令で定める外来生物（以下「特定外来生物となる外来生物」という。）の個体等を、特定外来生物とし、特定外来生物の飼養等を原則として禁止している（法第 4 条）。

ただし、例外として、法第 5 条第 1 項の主務大臣の許可を受けた場合には、特定外来生物の飼養等を行うことができることとしており、当該許可の要件として、特定外来生物の性質に応じて主務省令で定める基準に適合する飼養等施設（以下「特定飼養等施設」という。）を有すること等の基準が設けられている（法第 5 条第 3 項から第 5 項まで）。その詳細については、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（平成 17 年農林水産省・環境省令第 2 号）に定めるほか、同規則第 5 条第 2 項、第 7 条及び第 8 条の規定に基づき主務大臣が定める次に掲げる告示において当該基準に係る細目等を定めている。

- ① 環境大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件（平成 17 年環境省告示第 42 号。以下「環境省告示」という。）
- ② 環境大臣及び農林水産大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件（平成 17 年農林水産省・環境省告示第 4 号。）

(2) 今般、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正して、特定外来生物となる外来生物に、ハナガメ等を追加することを検討している。これに伴い、これらの特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定めるため、「環境大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件（平成 17 年環境省告示第 42 号）」第 2 条について、所要の改正を行う。

## 2. 改正の内容

本改正では、*Mauremys sinensis*（ハナガメ）について、新たに特定飼養等施設の基準の細目を設けるとともに、今回新たに指定する他の生物については、環境省告示において、既に特定外来生物に指定されている同様の特性を持っている生物と同じ基準とする（別紙 1）。

## 3. 予定

平成 28 年 8 月 9 日

～9月7日 パブリックコメント実施  
9月中旬 公布  
10月1日 (改正施行令の施行の日) 施行